【はたサポ鳥取、よろず支援拠点共催】

参加無料！！
オンラインセミナー

同一労働・同一賃金の体系と賃上げ原資の確保セミナー

10月1日の同一労働同一賃金ガイドラインの改正や、労働条件明示事項の追加に対応し、同一労働・同一賃金の体系を確立し、求めに応じて、説明できる体制をとっておく必要があります。
このため、同一労働・同一賃金の体系と基本給の点検・見直しに向けた職務分析・職務評価の手法、さらに賃金を引き上げる必要性が生じた場合の原資の確保方策について解説します。

開催日時

①　11月27日（金）１３：３０～１５：００
②　11月30日（月）１３：３０～１５：００

内　　容

○　同一労働・同一賃金の体系について
○　職務分析・職務評価の手法について
○　賃金引き上げ時の原資確保方策について

お申込み方法

各セミナーの開催日の前日までに右のQRコードから
お申込みください。
QRコードからお申込みいただけない場合は、
下記【お問い合わせ】にご連絡ください。

【オンラインセミナーについて】

☑オンライン会議システム「ZOOM」を使用します。１回の定員は１００名です。
☑セミナーの受講は無料ですが、通信費はセミナー参加者のご負担になります。
☑迷惑メール等によるドメイン指定されている方は、あらかじめ当方のドメイン（@workstylereform.net）を受信できるよう設定を変更してください。メールにてセミナー参加に必要なURLおよびパスコード等をご連絡します。
☑②の日程は録画での対応となります。ご質問などございましたら、下記【お問い合わせ】までご連絡ください。

【お問い合わせ・お申込み】
働き方改革サポートオフィス鳥取
〒680-0845
鳥取県鳥取市富安1丁目152　SGビル４F
フリーダイヤル：0800-200-3295
電子メール： tottori@workstylereform.net

【共催：働き方改革サポートオフィス鳥取、鳥取県よろず支援拠点】

～働き方改革や労務管理についても
お気軽に、ご相談ください～
●働き方改革って?
●時間外労働の上限規制は
●年次有給休暇の取得促進は
●同一労働同一賃金とは
●活用可能な助成金は　　など

労働者・事業主の皆さまへ

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります
（令和8年10月1日施行）



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、
「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

❶ 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ 【パート・有期法施行規則】

❷「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ 【告示】

❸ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示（雇用管理指針）】

1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに**「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」**旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

- □昇給の有無
- □退職手当の有無
- □賞与の有無
- □相談窓口

（現行の明示事項）

- □待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨

（新たな明示事項）

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら

https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ 【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています（**いわゆる「同一労働同一賃金」**）。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、裏面のとおりです。

改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

〈新たに追加された内容〉

- **賞与**（記載の充実）
- **退職手当**（新規追加）
- **無事故手当**（新規追加）
- **家族手当**（新規追加）
- **住宅手当**（新規追加）
- **福利厚生施設**（記載の充実）
- **病気休職**（記載の充実）
- **夏季冬季休暇**（新規追加）
- **褒賞**（新規追加）



PICK UP！

自社の状況がガイドライン等の内容に沿ったものになっているか確認してみましょう。

〈賞与・退職手当〉

- 賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な目的が含まれます。
- これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。

〈住宅手当〉

- 住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。

〈夏季冬季休暇〉

- パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！ 【告示（雇用管理指針）】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。



- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。



その他の改正内容や上記の内容の詳細については**同一労働同一賃金特集ページ**へ

就業規則の整備等の労務管理に関するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ

同一労働同一賃金に関するお問い合わせは
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ
受付時間　8:30-17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

令和8年4月作成　リーフレットNo.12

同一労働
同一賃金
への対応に
向けて

職務評価コンサルティング を受けてみませんか！

～正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の 基本給の均等・均衡を確認できていますか。～

パートタイム・有期雇用労働者のことで、困っていることはありませんか

採用できない

モチベーションを上げることが難しい

定着しない

賃金制度を見直したい

高度な仕事で活用したい



パートタイム・有期雇用労働法に対応できていますか

1. 正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差は禁止されています。
2. パートタイム・有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由を問われた場合には、事業主は説明しなければなりません。



「パートタイム・有期雇用労働法 キャラクター『パゆう』ちゃん」

職務評価コンサルティングがお役に立ちます

1. パートタイム・有期雇用労働者の確保と活用での困りごとを解決し、パートタイム・有期雇用労働法に対応するには、今の待遇を点検・見直すことが必要です。
2. 特に基本給への対応が大切です。職務評価コンサルティングは基本給の点検・見直しを支援します。

中小企業、小規模事業者でも多数の活用事例があります

■事業内容：製造業
従業員106人（正社員88人　パート9人　有期9人）

経緯
人事制度の見直しが行われておらず、若手人材の採用や育成、離職防止の観点から見直しが必要だった。

取組
パートタイムの等級制度を構築し、賃金制度を見直した。

成果 定着率アップ!!
若手人材が育ち、パートタイムを正社員並みに活用できる環境ができた。



■事業内容：教育・学習支援
従業員6人（正社員4人　パート2人）

経緯
賃金体系に明確な基準がなく、賃金額の根拠の説明ができなかった。

取組
正社員、パートタイムの等級制度、賃金制度を構築し、手当も見直した。

成果 モチベーション向上!!
正社員もパートタイムも納得して働ける環境ができた。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職務評価コンサルティングとは

職務(仕事)の内容を分析し、その大きさ(困難度・責任度合)をポイントで評価することにより、基本給の均等・均衡を確認し、均等・均衡がとれた賃金制度を設計することを支援するコンサルティングです。

職務分析・職務評価について知りたい方はこちらから→
職務分析・職務評価について5分で解説するほか
企業事例、各種支援策を紹介しています。

多様な働き方の実現応援サイト

5分でわかる！
職務分析・職務評価入門

コンサルティングのながれ

働き方改革推進支援センターの
社会保険労務士等の専門家が、最大6回まで無料
で企業を訪問して支援を行います。

第1回	第2回	第3回	第4～6回
職務評価対象の選定、職務構造表を使った職務の棚卸し	職務評価の実施等	均等・均衡待遇状況のチェック	賃金制度設計パート・有期労働者の活用戦略の作成

まずはお気軽に最寄りの
働き方改革推進支援センター
までご相談ください。(厚生労働省委託事業)

「働き方改革推進支援センター」は、
47都道府県に設置され、中小企業、
小規模事業者に対して、社会保険労務士等の
専門家による働き方改革の相談支援を
行っています。



お問い合わせ先

お近くの無料相談窓口は、こちらからご確認ください。

働き方改革推進支援センター
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/

働き方改革特設サイト